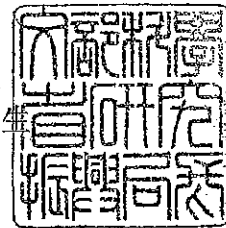


28受文科振第408号  
平成28年6月28日

公立大学法人奈良県立医科大学  
学長 細井 裕司 殿

文部科学省研究振興局長

小松 弥生



遺伝子組換え生物等の使用等に関する嚴重注意について（通知）

このたび、貴学には、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（平成15年法律第97号）に基づく遺伝子組換え生物等の使用等において、不適切な対応があった。

当該対応は、同法の遵守の観点から極めて不適切であり、ここに嚴重に注意する。

今後、貴学より平成28年6月15日付けで提出された文書に記載された再発防止策を徹底し、再びこのようなことが生じることのないよう、十分に注意されたい。